みんなでつくる「協働のまち草津」　～多様性と市民力を生かすネットワークづくり～

各主体の役割

1．市　民
【条例第4条】
自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに、協働によるまちづくりを推進するよう努めましょう。

2．まちづくり協議会
【条例第5条】
地域住民の意見や要望を把握し、課題の解決に向けて計画的にまちづくりに取り組みましょう。市、市民公益活動団体等と連携、協力するよう努めましょう。

3．基礎的コミュニティ
【条例第6条】
地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めましょう。自らが行う活動に関し、地域住民の理解が得られるよう努め、参加の機会を確保しましょう。

4．市民公益活動団体
【条例第7条】
活動の社会的意義を自覚し、専門性や柔軟性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。情報を発信し、活動の理解や参加が得られるよう努めましょう。市、まちづくり協議会等と連携、協力するよう努めましょう。

5．教育機関
【条例第8条】
地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。

6．中間支援組織
【条例第9条】
自主的なまちづくりに関する支援や、各主体間における調整を行うよう努めましょう。自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、連携、協力するよう努めましょう。

7．市
【条例第10条】
市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重します。協働のまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。市民が市の事業へ参加する機会を提供し、積極的に情報提供を行います。まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携、協力をするよう努めます。

基本方針

- (1) 自主的なまちづくりの推進
- (1) 地域主体のまちづくりの推進
- (1) 絆を深めるまちづくりの推進
- (1) 特性を生かしたまちづくりの推進
- (1) 教育・研究を生かしたまちづくりへの貢献
- (1) 各主体への支援
- (2) 組織強化
- (1) 各主体への支援
- (2) 協働推進体制の強化

推進項目

- 条例【第17条】【第19条】
  - A 地域活動への参加
  - B 市民公益活動の推進
- 条例【第5条、第16条】
  - A 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開
  - B 市と協働のパートナーとしてのまちづくりの展開
- 条例【第6条】
  - A 町内会活動などの活性化
  - B 町内会活動の意義啓発
- 条例【第7条】
  - A 団体のもつノウハウの提供
  - B 団体活動情報の発信
  - C 団体間のネットワークづくり
- 条例【第8条、第21条】
  - A 学校資源の提供
  - B 教育・研究を生かした連携
- 規則【第13条】
  - A 市民公益活動団体の交流促進
  - B まちづくり情報の収集・発信
  - C 相談・コンサルティングの実施
  - D 人材育成事業の展開
  - E まちづくり活動支援・資金助成
- 条例【第9条】
  - F 中間支援組織同士の連携・協力
- 条例【第10条】
  - A 市民が活動しやすい環境整備
  - B まちづくり情報の提供
- 【第14,16,18,20条】
  - C まちづくり活動の支援・資金助成
- 条例【第10,20,23条】
  - D 協働事業の推進
- 条例【第22条】【第26条】
  - E 中間支援組織の活用
  - F 人材育成事業の展開

期待される取組

- a 基礎的コミュニティへの参加
- a 市民公益活動の理解
- a 地域まちづくり計画の策定・実行
- a 地域における公共施設の指定管理
- b 公益事業の展開
- c 行政との意見交換
- a 絆を深める事業の展開
- b 多様な世代の加入促進
- a 広報活動や交流事業の開催
- a 市民公益活動の展開
- a インターネットや広報誌などを活用した広報展開
- a 市民公益活動団体連絡協議会の運営
- a 地域活動への参加促進
- b 学校スペースや備品の提供
- a 地域課題の共同研究
- b 学習社会の醸成
- a 団体間の交流促進事業の展開
- a 情報サイトの充実
- b 情報誌の充実
- a 技術的援助の充実
- a 人材育成講座の実施
- b 組織マネジメント講座の実施
- a 備品貸与や活動機会の提供
- b 助成金制度や活動支援情報の充実
- a 事業連携の実施

具体的施策

- a 市民活動拠点の充実
- b 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- a 情報サイトの充実
- b 情報誌の充実
- a 各主体への財政的援助
- b 技術的援助の充実
- a 協働事業の実施
- a 協働事業のコーディネート
- a 職員研修の実施

関係主体

	1	2																							
市民	—	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■	□	□
まち協	■	■	—	—	—	—	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■
基礎コミュ	■	■	■	■	■	■	—	—	—	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■
公益活動	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■
教育機関	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■
中間支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■
市	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	—	—	—